

次期売電方法検討ほか業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

次期売電方法検討ほか業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

次期売電方法検討ほか業務委託仕様書による。

3 委託費の上限額

20,900,000円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

委託料は、業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

4 委託の期間

契約締結の日から令和7年3月25日（火）まで

5 参加資格要件

次の（1）から（6）の全てを満たす者とする。なお、本企画提案競技においては、複数社のコンソーシアムによる参加も認めるものとし、コンソーシアムの場合は（1）から（4）は構成員それぞれに、（5）及び（6）についてはコンソーシアムの条件とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- （3）宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- （4）役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- （5）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、平成28年度から令和5年度の間は国又は地方自治体において、電力システム改革及び電力自由化の調査、分析に関する業務委託、かつ過去15年間（平成21年度から令和5年度までの間）にPPP/PFI手法の導入検討に関する業務委託と同種の業務の実績を有する者であること。
- （6）仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和6年6月19日(水) |
| (2) 質問等の締切 | 令和6年7月5日(金) 午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和6年7月12日(金) 午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和6年7月19日(金) 午後5時 |
| (5) プレゼンテーション(ヒアリング) | 令和6年7月24日(水) 予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和6年7月31日(水) 頃 |

※ 企画提案説明会は実施しません。

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記13を参照

② 提出期限

令和6年7月12日(金) 午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技に関する質問票(別紙2)を提出すること。

① 提出先

下記13を参照

② 提出期限

令和6年7月5日(金) 午後5時

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

④ 問合せの内容及び回答

受け付けた質問については、電子メールにて質問者に回答するとともに、宮崎県企業局ホームページに掲載する(質問者名は公表しない。)

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書【原本1部、写し6部】

- ・ 表紙は別紙3とする。
- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4判(一部A3判を折り曲げても可)で様式は自由とする。ページ番号を挿入し、「審査基準表」の各評価対象につき3枚までとする。それ以外に、必

要に応じて説明資料を添付して構わないが、評価は行わない。

- ・ 企画提案書は、以下の順番とすること。

- ア) 実施方針・実施フロー・工程表
- イ) 提案内容 1
- ウ) 提案内容 2
- エ) 提案内容 3
- オ) 実施体制
- カ) 業務実績

イ 見積書【原本 1 部、写し 6 部】

- ・ 宛先は「宮崎県企業局長 松浦直康」とすること。
- ・ 各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載すること。
- ・ 一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・ コンソーシアムを組成する場合は、各社の役割が判断できる内訳を記載すること。

ウ 誓約書（別紙 4）【原本 1 部、写し 6 部】

エ 同種業務実績調書（別紙 5）【原本 1 部、写し 6 部】

国又は地方公共団体等から受注した同種業務の契約書の写し及び履行したことが確認できる業務完了検査書等の書面の写し 2 件分（平成 28 年度から令和 5 年度の間に電力システム改革及び電力自由化に関する調査、分析に係る業務委託実績から 1 件、過去 15 年間（平成 21 年度から令和 5 年度までの間）の PPP/PFI 手法の導入検討に係る業務委託実績から 1 件、いずれも本企画提案競技に内容が近いもので新しい実績が望ましい）

オ 配置技術者経歴書（別紙 6）【原本 1 部、写し 6 部】

- ・ 実施体制に配置される全ての技術者（以下「配置技術者」という。）の経歴について提出する。
- ・ 関連分野における技術士又は博士号、もしくは R C C M を所持している場合は、資格証明書等の写しを添付すること。

カ （コンソーシアムを組成する場合）共同企業体協定書（別紙 7）【原本 1 部】

キ 使用印鑑届出書（別紙 8）【原本 1 部】

ク （代理人を選定した場合）委任状（別紙 9）【原本 1 部】

ケ 会社概要（既存のもので可）【7 部】

③ 提出先

下記 13 を参照

④ 提出期限

令和 6 年 7 月 19 日（金）午後 5 時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（必着）

郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) プレゼンテーション（ヒアリング）

日 時：令和6年7月24日（水）予定

場 所：宮崎県企業局 4階会議室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは1者当たり説明20分以内、質疑10分以内の計30分以内とする。
- ② 各者の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。
- ③ パソコン等を用いてプレゼンテーションを行う場合は、説明資料をパワーポイントで作成し前日15時までにデータをメール等で送付すること。（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）原則、パソコンとプロジェクターは県で用意するが、持参する場合は、事前に連絡した上で、指定された時間に来庁し準備すること。

(5) 審査方法及び審査項目

書類及びプレゼンテーションによる審査とし、「審査基準表」に基づき評価を行う。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者（コンソーシアムの場合は1共同体）を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和6年7月31日（水）頃までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続きの参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が委託費の上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、「3 委託費の上限額」の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）第89条の規定による。

11 契約結果の公表

契約締結後、速やかに次の事項についてホームページにて公開するものとする。

- (1) 契約案件名
- (2) 契約の相手となった者の名称
- (3) 得点
- (4) 参加者数

12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

13 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号
- (2) 担当 宮崎県企業局総務課経営企画室経営担当 (担当 吉本)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-9759
ファックス番号 0985-26-9754
メールアドレス kigyo-keieikikaku@pref.miyazaki.lg.jp